

## 白馬村公共下水道受益者負担金に関する条例等の改正内容説明会（要旨）

日 時 平成29年2月26日 午後4時～午後6時  
場 所 ウイング21  
出席者 下川村長 太田副村長 山岸上下水道課長  
出席者 23名（村民9名、議会議員9名、役場職員5名）  
報 道 0社

### 開会（副村長）

皆さまお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

只今から白馬村公共下水道受益者負担金に関する条例等の改正内容説明会を開催いたします。どうかよろしく願いいたします。

### あいさつ（村長）

皆さんこんにちは。2月の最後の日曜日という大変お忙しい中、公共下水道受益者負担金に関する条例等の改正内容説明会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今回の説明会は23日に1回目を神城の農業体験実習館で開催し本日は2回目の説明会を開催させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回の説明会は、昨年12月議会定例会において可決されました下水道事業の受益者負担に関する条例の一部を改正しました内容につきましてご説明をさせていただくための開催でございます。

白馬村の公共下水道事業につきましては40年ほど前になりますが、昭和54年度に事業計画を策定し平成元年度から整備を進め、平成6年度から受益者負担金の賦課徴収を開始したところであります。この受益者負担金につきましては、下水道に接続するかしないかを問わず賦課する負担金であります。下水道受益者負担金制度自体に対する理解がされなかったことや、様々な事情により受益者負担金の未納につながったという状況であります。この件につきましては大変村民の皆さんにはご心配やご迷惑をおかけしたところでございます。当時の下水道課では受益者負担金の未納をなんとか解消しなければならないという思いから、賦課する対象地についても検討を行いました。その結果、加入分担金制度を平成13年度に制定しました。この加入分担金制度は、受益者負担金を3年以上支払っていない土地や、平成13年4月1日以降に受益者負担金を賦課する区域内の1,000㎡以上の建物の無いグラウンド、テニスコート等の社会体育施設や山林、原野の土地を対象地としたものであります。下水道を利用できる区域内に、受益者負担金の他に加入分担金という分担金が出来たため後になって土地を所有する方をはじめ担当課の職員もどちらを賦課すべきなのか等混乱が生じる状況となりました。そういった中で今回の改正は、この加入分担金制度の廃止を条例改正に連動しているところであります。この後担当課から下水道整備の経

緯を含め、条例改正の内容をご説明させていただきますのでよろしくお願い致します。

下水道問題につきましては、平成26年度に白馬村公共下水道事業受益者負担金事務改善報告書の説明会を開催し住民の皆さんに説明させていただいているところですが、様々な問題等々ある中で日本下水道事業団等のご指導をいただきながら進めてきたところであります。

先ほども申し上げましたとおり、村民の皆様方には多大なご迷惑をおかけしたことに対しまして改めてお詫びを申し上げますところがございます。改正内容等について説明させていただきますが、よろしくお願いを申し上げあいさつに代える次第でございます。よろしくお願いいたします。

上下水道課長      (配布した資料の確認に引続き説明)

資料1 ページの下水道事業の経緯から説明する。白馬村の下水道事業は昭和54年に基本計画を策定し、昭和59年に下水道整備に関するアンケートを実施し、80%の村民が「豊かな自然を守り、衛生的な文化生活を営むための下水道整備」を望んでいるとの結果を受け、昭和63年に公共下水道事業計画を策定し、平成元年度から国の事業認可を受け下水道の整備を開始した。大出地籍の姫川端に終末処理場、白馬村浄化センターを建設し、大出・白馬町から下水道管の整備を行ない、平成5年8月に一部地域の下水道の供用を開始した。以降、第1期、第2期、第3期と下水道管の布設工事を進めてきた。下水道管の布設工事を実施する前に各地区において事業説明会を開催し、事業内容、下水道使用料金、受益者負担金に関する説明を行なった。

次に受益者負担金について説明する。平成4年度において、都市計画法に基づく「受益者負担金」の単価を1㎡あたり900円に決定し、平成6年度から受益者負担金の賦課・徴収を開始した。受益者負担金の賦課を行なうにあたり、以下に記載の①から⑥までの手順で受益地の把握を実施した。①から⑥までの説明は割愛させていただくので後ほどご覧いただきたい。①から⑥までの手順で事務を行なっていたが、公図を基に賦課対象地の把握を行なっていたため、公図混乱区域や公図の縮尺が1200分の1といった地図の小さい区域では、現地の把握が困難な区域が存在したため事務処理も困難を極めた状況であった。

受益者負担金を賦課して5年目となる平成10年度末、第2期計画の終わりの年度の受益者負担金の未納額は4,580万円余りとなり、平成12年度末ではその額が増加し8,740万円余りとなった。次のページをご覧いただきたい。

次に加入分担金制度の制定の経過とその内容について説明する。受益

者負担金の未納が増加する状況の中、当時の担当課では多額の未収金対策として受益地の賦課方法について検討を行なった。これは増え続ける受益者負担金の未収金を何とか抑えたいとの思いからである。検討した結果、下水道に接続する際に徴収する「加入分担金」制度を発想し、制定に必要な関連する条例規則の改正を行ない、平成13年4月1日から施行した。加入分担金制度は、①施行日以降に受益者負担金を賦課する区域内の1,000㎡を超える社会体育施設であるグラウンド、テニスコート、運動場といった施設、山林、原野について受益者負担金ではなく加入分担金を下水道加入時に賦課徴収する。②下水道に接続していない土地で受益者負担金を3年以上支払っていない土地、これには全部未納の土地も含まれるが、この土地は受益者負担金ではなく加入分担金を下水道加入時に賦課徴収する。③加入分担金の未納者には下水道への接続を認めない。④加入分担金の単価は900円ではなく1,350円と規定した内容である。

この加入分担金制度が制定されたことから、下水道が使用できる区域、以下「排水区域」と言うが、排水区域の中に、受益者負担金に加え加入分担金という分担金ができる。その様なことから土地所有者、土地を転売等により取得された者、事務担当者にとっても、受益者負担金を納めていただく土地なのか加入分担金を納めていただく土地なのかといった混乱が生じ、誤った賦課をするケースや、土地を転売によって取得した方の一部には1,350円といった単価を理解していただけない、単価の理解を得るため担当者が苦慮するケースも見受けられた。また、下水道を使用できない区域、以下「排水区域外」と言うが、排水区域外から下水道を利用するための「区域外流入分担金」といった制度もあったことから、公共下水道に関して3つの負担金・分担金の制度がある状況となった。

その様な中、平成24年度には多額の受益者負担金の時効消滅問題が発覚し平成25年度の1年間をかけ、受益者負担金における過去の事務処理状況と業務の総点検を行ない点検結果をまとめた受益者負担金事務改善報告書を作成し平成26年3月に公表し、その年の5月には村内3会場において事務改善報告書に基づき説明会が開催された。説明会では本日配布した事務改善報告書の概要版が配布され、その中に“受益者負担金事務の改善の方向”が記載されている。その内容については1から4までの大分類でくくられ、それぞれの事務における事務改善の方向性が示されており、「4その他」の②に加入分担金制度の項目がある、ここで事務改善報告書の概要版に記載の事務の改善の方向性について

概要を説明させていただくので、概要版を開いて受益者負担金事務の改善の方向という項目があるのでご覧いただきたい。1として賦課に関することとして賦課手続、減免制度に関する改善の方向性、2として徴収に関することとして徴収権の消滅時効、徴収猶予制度、督促、催告、延滞金と督促手数料、滞納処分、不納欠損処分の7項目に関する改善の方向、3として土地の管理に関することとして、下水道台帳の管理に関すること、4その他として決算数値、そして加入分担金制度として5項目掲げられている。資料にお戻りいただきたい。

この事務改善報告書について外部評価を受けるべきとの意見があり、白馬村では日本下水道事業団研修センターに報告書の評価を依頼するとともに、今後の条例改正の方向性について専門家の意見が必要と考え下水道事業の受益者負担金事務に精通する日本下水道事業団研修センターの専門家の意見を聞き、専門家からは以下の意見をいただいた。説明会資料には、白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例と白馬村下水道加入分担金徴収規則に関する意見のみ記載した。意見は、

1つ目として受益者負担に関する条例第6条は負担金の賦課及び徴収について規定している条項で、白馬村下水道加入分担金徴収規則については、地方自治法の規定に抵触する虞がある。

2つ目として、条例第11条は未納金等の取扱いについて規定している条項で、債権の時効に関する法の趣旨に抵触する虞がある。

3つ目として、加入分担金徴収規則第1条は目的を規定しているが、規則の趣旨そのものが地方自治法の規定に抵触する虞がある。

という3つの意見をいただいた。この意見の中に虞（おそれ）があるという言葉が出てくるが虞という言葉を辞書で調べると「心配する」という意味である。よって、“虞がある”との記載は“心配がある”と読み替えていただきたい。受益者負担金事務の改善の方向と日本下水道事業団研修センターの専門家の意見をいただき事務を進め、今回受益者負担金事務改善の方向の加入分担金賦課の項目のうち、1つ目として受益者負担金条例第6条ただし書きにより加入分担金の賦課対象地とした1,000㎡を超える社会体育施設・山林・原野については、排水区域から除外することを検討。2つ目として、加入分担金制度は多くの問題点をはらんでいることから制度の見直しを検討。この2項目について改善の方向に示された内容に従い条例等の改正を行なうこととした。

次にこの改正の内容について説明する。

改正の1つ目として、加入分担金制度の見直しとして白馬村は加入分担金を廃止することとした。改正前の排水区域内には、“受益者負担金”

と“加入分担金”の2つの制度が存在し、土地所有者をはじめ事務担当職員にも解りにくく土地所有者の理解を得るのに苦勞していたこと、日本下水道事業団研修センターの専門家による外部評価結果も踏まえ、2つの制度を簡素化し解りやすくするため、今回条例の改正等を行い、本年4月1日から加入分担金制度を廃止し、排水区域内は受益者負担金のみとする改正を行なった。

2つ目として排水区域の見直しを行なう。白馬村が公共下水道事業に着手した頃は、全国的には都市部での事業実施が主であって、白馬村の様な地方都市では実例が殆どない状況であったことから、都市部の例を参考に下水道管が埋められる道路に接する土地はすべて排水区域とした。現在下水道事業を実施している市町村では、山林・原野等家を建てる計画の無い土地を排水区域外とすることが全国的な傾向となっている旨、日本下水道事業団研修センターの専門家から説明を受けた。以上のことから、白馬村でも受益者負担金事務の改善の方向に従い排水区域の見直しを行なうこととし、その内容は、平成13年4月1日以降に加入分担金の対象地とした土地は、下水道が使用できるようになってから10年以上経過した現在でも当時と同じ状態であることから、排水区域から外すよう事務を進めている。なお、排水区域外とした土地に家を建てる際に区域外流入分担金という制度を活用し、1㎡あたり900円の分担金を納付していただく。なお、受益者負担金を現に賦課し、受益者負担金を3年以上支払っていない加入分担金に賦課を替えた土地については、一度受益者負担金を賦課していることから、排水区域内のままとする。

その他の1点目として、徴収猶予について説明する。下水道が使用できる区域の中の農地については、受益者負担金の徴収を猶予してきた。徴収猶予となっている農地等については、今回の排水区域の見直しの対象地とはせずに、徴収猶予の取扱いを今後も継続する。徴収猶予を継続することから徴収猶予となっている土地のを所有者については、引続き徴収猶予の更新申請を行なっていただくことになる。

皆様方にお詫びしなければならない事項について説明する。今回、加入分担金を廃止したことにより受益者負担金としても徴収できなくなる額が発生する。その額は7,802万8,050円となる。この金額は、排水区域内のままとする“下水道に接続していない土地で受益者負担金を3年以上支払っていない土地”が該当する。

5ページに受益者負担に関する条例の改正か所を記載した。改正した箇所は改正前の条文にアンダーラインで示した。6条についてはただし

書き以降、11条はすべてを削除する。一番下に記載の加入分担金徴収規則も改正した条例の施行日にあわせ廃止する。説明は以上です。

#### 質疑応答

村民A いろいろ疑問がある。只今の6条ただし書きの説明で、平成13年4月1日以降の山林原野は加入分担金にしたと説明があったが、山林原野は平成13年4月1日以降ではなく全部の山林原野が加入分担金にしたので読み違いがあるのか無いのか心配である。これは文書に書いてあることを読めば以降ではなくて全部ではないかということが一つ。前提として、担当者が一生懸命努力してきたことは認める。本当に大変だったと思う。まだ整理できておらず、このままでは担当者も大変だと思われる。

具体的な質問だが、1点目は、規則で制定した下水道加入分担金徴収規則は違法ではないかと思う。これは先ほど“虞（おそれ）がある”との説明があったが、これは文章を読めば正に違法だと思う。具体例をあげると、加入分担金として313万円支払った者がいる。条例ではなく規則で（議会の審議を経ずに）村長が決めてしまうことがゆるされるのかということ。私に例えると1,528,000円となり高価で払えない。また、11条について、加入分担金に替えた土地は時効とするようだが、加入分担金に替えたことは時効停止にはならず法律で許されない。この様なことを明確にしているのか疑問である。例えば、ふれあいセンターの使用料も条例で定められている。

2点目として、上水道加入分担金も規則で定めているので違法ではないか。今日は下水道の問題だが、上下水道課なので言うておくと、金額も村長の判断で決めている。一般住宅は10万、20万、30万。営業施設は2倍の金額で最高で200万円まで定めている。これも規則で定めていることは違法ではないかと、やはり条例で規定すべきだと思う。近隣の小谷村、大町市、池田町、松川村は条例で規定している。

3点目として、整理、精査せずに条例改正したのではないかということ。12月議会定例会の採決で賛成討論した議員の発言を読んでも、「賦課替えは時効消滅、加入分担金の違法性を認めることが必要だ」という発言、「11条の規定は時効消滅を奪う、賦課替えは時効の可能性はある」という発言を、賛成討論した議員でも発言している。このことについて整理するべきではないか。

4点目として、農地についての説明があったが、農地は徴収猶予されている。今後猶予の更更新手続きを進めると説明されたが、農地の場合永遠に続く。このように永遠に続くような農地の徴収猶予をこのまま制度化しておいて良いのか。今後もこの制度を続けるのか。

5点目として、この条例改正で受益者負担金も徴収できなくなる金額について7800万と説明いただいたが、この金額は11条賦課替地のみだと思う。

6条賦課替地には無いのか。先ほど述べたとおり、平成13年4月1日の条例改正では、それ以前の農地、原野についても賦課替えしているため徴収できなくなる金額があるのではないかと。

6点目として、11条等で時効となった土地所有者への説明をするのか心配である。これは排水区域外の土地ではなく排水区域内の土地だから時効等あると思う。また、排水区域からの除外公告について、長野県と協議したのか解らないがその手続きはどうなっているのか。

7点目として、加入分担金納入者への返金についてである。議会だよりには「理事者と協議」と記載されているが、誰と協議するのか解らない。理事者とは村長のことなのか、所有者なのか解らない。賦課額313万円の納入者は全額支払っていない。接続するときに払う規定だと思うが、この土地については如何するのか。加入分担金支払者の内、単価900円/m<sup>2</sup>とした者が5件あり、その中には一部減免の者もいる。また、単価1,350円/m<sup>2</sup>で支払った者は3件しかいない。この返金については2月25日付の信濃毎日新聞に“納入者に返すつもりはない”と掲載されているが、これでは納付した者は納得しないのではないかと。

8点目として、下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例について、法文上問題のある条例をいつまで残しておくのか。詳細説明は割愛するが、廃止しないのは問題ではないかと思う。

9点目として、今回の条例改正の附則第4項は加入分担金を特例で処理するとあるが、加入分担金の未納分を指しているのか解らない。

10点目として、6条ただし書、11条を廃止するという点についてだが、廃止後どうするか示されていない。11条については先ほど説明があったが、該当土地の廃止後の扱いが附則にもどこにも出ていない。こういう条例改正で良いのか疑問である。

11点目として、下水道事業は平成17年で終了しているのか伺いたい。議会で、ある議員は「17年度で終了しているということで良いか」確認している。太田前村長は事業を休止し名鉄・みそら野・どんぐりは未整備だと言っていた。下水道事業は終了なのか、整備するのかを明らかにしていただきたい。

上下水道課長 1点目の加入分担金徴収規則は違法ではないかという質問だが、下水道事業団研修センターからの所見では地方自治法に抵触する“虞（おそれ）がある”、虞とは心配するという意味である。今回の改正は、研修センターからの所見も踏まえて、一本化し簡素で解りやすい制度にしたという思いからの改正である。

2点目の上水道加入分担金徴収規則については、本日は下水道の説明会であることから割愛させていただく。

3点目については、先ほど1点目で述べた基本的な考え方により条例改正を行なった。

4点目の農地の受益者負担金の徴収猶予については、当初はこの猶予制度自体も改正したいとして進めてきたが、法律論において改正した場合、受益者負担金が2度目の賦課となり徴収できなくなり新たな不公平感を生むこととなるため、徴収猶予の規定については今回改正することを断念した。

5点目の、条例改正によって時効となる金額についてだが、時効となるのは11条に規定する土地分が該当するが、これは先ほど述べたとおりである。6条ただし書については、先ほど全ての山林、原野が該当する旨の発言であるが、受益者負担金事務改善報告書に記載の内容の説明を省略してしまったが、平成13年に山林・原野・社会体育施設を受益者負担金ではなく加入分担金に賦課を替えるという改正をする前段で、6条ただし書と同様の土地を所有する者を対象に、受益者負担金か加入分担金を土地所有者に選択していただいた。その対象者は11名で、加入分担金を選択した者は9名であった。加入分担金を選択した者については受益者負担金を返金している。返金額は7,281,000円。この受益者負担金でなく加入分担金を選択した土地は、受益者負担金を1度賦課していることから2度目の賦課ができないので7,281,000円は回収できない、請求することのできないお金になる。

6点目につきましては、排水区域内から区域外とする土地について対象となる土地の地番を添えて、その内容について所有者に通知する計画でいる。すでに文面の作成、及び対象者と対象地については人別帳を作り送付できる状況になっている。文書の発送については、決裁を受けた上で通知したいと考えている。また、通知文書には、今後土地を第三者譲渡した場合はその旨を行政に連絡していただきたい旨の記載している。その連絡により申告書を新所有者に送付する。排水区域からの除外については、現在長野県と協議中である。書類関係については順次事務を進めていく。

7点目の分担金納入者への返金についてだが、私が議会で発言した「理事者と協議する」の理事者とは正副村長のことを指している。また、加入分担金の返金については課長会議の議題とした経過がある。課長会議においても、加入分担金制度が非常に難しい内容であることを全課長が認識し、“村の制定したルールに基づき徴収した金額であることから徴収したお金については返さない方向で進める”旨決定された。その様なことを踏まえ理事者である正副村長と協議し、徴収した加入分担金に



については現段階では返金しないということである。

8点目の区域外流入分担金の徴収に関する条例の件だが、この条例についても日本下水道事業団研修センターの専門家から所見をいただいている。この区域外流入分担金という制度は、白馬村のみの条例ではない。全国的に存在する制度である。不備な点は修正し、区域外流入分担金制度については今後も継続する考えである。

9点目の附則第4項は、今回改正した条例に合わせて加入分担金に関し平成29年3月31日までに加入分担金の賦課決定をした分担金は、4月1日以降も徴収できるという規定をした附則である。

それから、排水区域外とする6条賦課替地に該当する山林原野、社会体育施設の土地の今後の取扱いに関する規程だが、なぜ排水区域外としたか把握している職員が事務を担当している間は問題ないが、担当職員が異動した以後もどの様に手続きをすべきかについて、条例化するかは別として明文化し課内で確実に把握できるよう、今原案を作成している。受益者負担金事務改善報告書にも当時どうしてこの様にしたか不明、なぜそうなったのか不明という記載がある。

11点目の下水道事業の状況についてです。下水道事業については平成17年度の第3期計画終了をもって、事業を休止している。事業を休止していることから、5年毎に事業の更新手続きを行なっている。

ご質問につきましては以上です。

村民B 村民Aからの質問1の下水道加入分担金徴収規則は違法ではないかということについて、課長の明確な回答が得られていないと思う。課長が答えた改正理由は、事務の簡素化、事務が行いやすくなるということ。今は複雑化しているため改正したいということ。改正したいということは解るが、この質問は違法か否かである。回答を。

副村長 只今の質問について、先ほど課長が述べた法に抵触する“虞（おそれ）がある”の虞とは“心配する”ということで行政は事務を進めた。何回も述べて恐縮だが、その様な考え方で事務を進めたということしか申し上げられない。

村民B 23日の説明会でも述べたが、虞（おそれ）がある虞が無いという表現は日本人独特の表現であり断定を避けるための表現である。虞がある可能性がある、逆に虞が無い可能性があるということは法律で通用しない。

一つ付け加えるが、この加入分担金制度は“合理的で法律的にも問題ない”という説明について、裁判の当事者だから大変申し訳ないが、被告（行政）という言葉を使わせていただく。被告は裁判で、条例から委任されているので正しいという弁論をしている。この、条例が委任するというのは間違いがあると思う。委任された規則は、委任基の条例が法律を確実に実行しない限り法律的

ではないので認められない。この点について理解されていないように思われる。規則の委任基の条例は、都市計画法である。規則も都市計画法に基づいた規則でなければ成立しない。つまり、委任された規則は委任基の条例の根拠となっている法律と根拠が同一でなければならない。そうならないと成立しない。だから違反だと言っている。しかし、村長をはじめ（行政は）違法だと言ったことが無い。

12月定例議会の会議録がようやく公開されたのできちんと読み直した。この議事録の最終日の20日に議員が報告した記載で、条例改正の理由を村長に質問したところ、「平成13年に制定した加入分担金は解りにくいことや不明な点があり、住民の皆さんに心配をかけたり叱責をいただいた。裁判とは別に今後事務を進めて行く上で解り易くした方が良いとの思いから今回条例改正をする」という答弁であった。違法性については言及していない。ところが質疑では、「この条例は法に抵触の虞（おそれ）があるということを加味しての改正である」という答弁をしており、曖昧でややこしい言い方なので聞いていて解らない。

要するに日本下水道事業団研修センターの専門家は違法との意見なのだから、その意見を加味するならば違法であるという結論になるのではないか。しかし、違法という発言の記載は一つも出てこない。

違法か否かについて課長に聞くのは酷だと思うので村長に伺います。これは違法であるからはっきりと違法だと認めてください。

村長 この件は再三説明している。現在裁判が継続されているが、裁判とは別に日本下水道事業団研修センターの専門家に意見を仰いだところ“法に抵触する虞（おそれ）がある”との意見があったことも踏まえ条例を改正し事業を進めていくため今回条例改正を行う。はっきりと“違法だ”と村長が言えという主張であるが、この件については係争中であることから申し上げられない。虞（おそれ）があるという意見を真摯に受止め条例を改正し4月1日に施行するということである。再三くどいようではあるが理解いただきたいと思う。

副村長 先ほど朗読した会議録だが、後段の記載は私の発言だと記憶している。その際も虞（おそれ）があるということで、違法等には触れずに専門家の意見も含めてその様に発言した記憶がある。村長も先ほどから述べているが、裁判が継続している。以前から申し上げており恐縮だが、違法である虞（おそれ）があるということなので、その考えで現在処理している。詳しく述べようとすればするほど、訴訟の關係に踏み込んでしまう。例えば地方自治法第228条の解釈は、形式、法文上の解釈だけで良いのかどうかといったことも裁判と關係してくる。一つの事象の中に地方自治法と都市計画法が併存することが違法か違法でないかということすらも裁判に關係してこようかと思う。そのため詳しく

は申し上げられない。これは誤魔化している、あえて表現を避けているということではないので是非ご理解をいただきたい。

村民B 只今の副村長の説明を聞いて、参加者のうち理解できた者がどれだけいるか疑問。虞（おそれ）という言葉だけにこだわり、“断定できないから違法と書えない。しかし違法でないとも言えない。”このようなやり取りは、しっかりと事柄を決め考える人達の言葉ではないと思う。

もう一度質問するが、先ほど私が述べた違法だという発言にどの様な反論をされるか。“条例に委任している”という点について、規則に委任している。よって“条例に委任した”との前副村長の発言は間違っていると思う、それについてはあえて問わない。委任された規則は委任基の条例が根拠としている法律を根拠としなければならないと言っているのだ。加入分担金は、条例で規定しなければならない。私の質問にきちんと反論できない以上は法律上間違っていることになる。このことについてどのように反論されるか。

副村長 先ほども触れたが、これは訴訟に関連するので深くは立ち入らないようにしたいと思う。地方自治法第228条についても民主主義の根幹であるから、住民に義務等を生じさせる事については住民の代表である議会の議決によらなければならないと逐条解説等を書いてあるが、その範ちゅうについては処分上の問題であるとも書かれている。それから、地方自治法と都市計画法の混在した行政行為は法に抵触する虞（おそれ）はあるが、違法か否かは司法上の問題であるので、深くは立ち入らないのが正しい判断だと思う。そのため答えられない。

村民B 疑問はあるが、他の者も質問があると思うので一旦質問を終了する。時間があれば再度質問する。

議員A 白馬村の行政は勘違いしていると思う。地方自治体は法に従って条例を制定しなければならないということを、副村長・課長は承知した上で行わなければならない。憲法には、地方自治体は法の範囲内で条例を制定することができる。その地方自治法では、条例は法の範囲で制定されるものであって法の範囲を超えるものについては無効とされるとなっている。村民B氏は述べていると思う。行政は法の範囲内で条例を制定しなければならない。白馬村公共下水道受益者負担に関する条例は都市計画法第75条の規定により法の範囲において平成4年に制定された。平成13年において制定した加入分担金徴収規則は法の範囲を超えているから無効ということである。係争中であり、判決が如何になるか私は解らないが、裁判が最高裁に移った場合敗訴となるか解らない。裁判所は地方自治体が問題を起ささないように裁判をしなければいけない。地方自治体は法の範囲内で条例を制定しなければならないと私は思う。1点質問をしたい。説明会資料（P1の下から5行目）に記載の“公図の縮尺

が1200分の1の区域”と“公図混乱区域”とはどこの地域か教えていただきたい。

上下水道課長 受益者負担金事務改善報告書（P19上から19行目）から抜粋した文章であるため具体的な地域は申し上げられない。申し訳ありません。

議員A 非常に不勉強で私としては誠意のない回答と感じ、内容も親切でない。公図の縮尺が1200分の1というのは非常に疑問である。白馬村の税務課に保管の公図は500分の1である。1200分の1の縮尺の公図を採用するなら拡大して使用すれば良い。なぜ、500分の1の縮尺の公図がありながら使用しなかった。法務局の公図の縮尺も500分の1。私は本日500分の1の地図を持参している。1200分の1の縮尺の公図を使用したことによる公図混乱区域と記載すること自体が問題である。

発言の趣旨は、公図の縮尺のことだけではない。平成4年白馬村規則第10号の白馬村公共下水道受益者負担に関する条例施行規則の第2条に受益者負担金の算定基準となる土地の面積は土地登記簿と規定されている。この規定は登記簿謄本と白馬村の課税台帳を参考にするものであって、公図の縮尺については規定されていない。その点について十分理解していただかないといけないと思うのでその点について質問する。

上下水道課長 ただいまのご質問ですが、国土調査が終わった区域の公図の縮尺は500分の1だが、当時国土調査が未済区域の公図の縮尺は600分の1、若しくは山間部で1200分の1という縮尺である。その公図を基に受益地の把握を行なった旨の記載が事務改善報告書（P19上から19行目）に記載されていたので転用した。公図の使用は、面積確定のためではなく、受益地の位置の把握に使用したという記載である。また、登記簿につきましては、今は記載事項証明書という名称となっているが記載事項証明書に記載の面積ということである。

議員A 今の説明で縮尺に500分の1の他に600分の1等あることは解った。白馬村が受益者負担金のために三谷コンピューターを導入した時点で、1000分の1の縮尺の地図データが入っており、この地図データを2倍に拡大すれば500分の1になる。下水道事業が混乱した理由に公図の縮尺を理由とするのは正確ではないと思う。もう少し丁寧に説明すべきだ。施行規則第2条で地籍を算定するのは当たり前だと思う。

上下水道課長 発言の最後の部分について、受益者負担金事務改善報告書（P19上から19行目）に記載の事項なので訂正はしない。

村民A 先ほどの説明で不十分な点がたくさんあるが、主に3点について再検討を議員にもお願いしたい。条例改正について経過が何も記載されていないことについて議員にもお願いしたいと思う。

1点目は、先に質問した4点目の農地の徴収猶予についてだが、当初は改正する予定とのことだったが、受益者負担金が2度賦課となり徴収できなくなるということだが、農地である限り徴収猶予の更新は永遠に続くことになる。永遠に続く徴収猶予はいかがなものか。それを解消するための改正をすべきではないか。回答の最後が聞き取れなかったので再度お願いしたい。

2点目は、先に質問した7点目の加入分担金の返金の件だが、先ほども述べたが313万円を支払った者がいるが、この単価は1,350円/㎡で計算されている。ルールに基づいて徴収したので現段階では返金しないとのことだが、行政のこの問題の捉え方はいかなるものかと思う。加入分担金として1,350円/㎡であるべき単価を900円/㎡で賦課徴収した者が5件あり、更に単価900円/㎡で賦課徴収した中には一部減免した者もあり低い額で徴収している。単価1,350円/㎡で賦課徴収したのは3件のみである。徴収した加入分担金は返金しないということだが納得できないと思う。一部減免して徴収しているため、これ以上の金額で徴収することはできないと思う。返金しないのではなく、早急に検討して返金して欲しいと思う。そもそも900円/㎡という単価は高額なことから村民に還元してはどうかと思っていた。

3点目は、先ほどの質問の10点目。廃止後の事務処理について書面等で正確に残しておくことが必要で、改正条例に記載の無いことは問題だと思う。

上下水道課長 1点目の農地の徴収猶予に対する私の説明の末尾が聞こえなかったということなので再度お答えする。農地を含めた徴収猶予についても改正する方向で進めてきた。それは、日本下水道事業団研修センターの専門家から「そもそも受益者負担金を賦課すべき土地ではなかったので賦課したことが間違っていた。だから、徴収猶予も賦課も取消して、その土地は排水区域から除けば良い」という説明をいただいていた。その後、弁護士から法律上の取消しは“瑕疵（かし）”による取消しと“撤回”による取消しの2種類があり、撤回とは“当時は正しかったが今は間違っていた”という意味で、過去には遡及しないという説明があった。また、日本下水道事業団研修センターの専門家から「農地の徴収猶予と賦課を取消す場合の取消しは、瑕疵による取消しではなく撤回による取消しである」との再説明があり、農地の徴収猶予と賦課を取消した場合、過去には遡る効力が生じなくなる。その様なことから受益者負担金は1度しか賦課できない制度なので、賦課を取消してしまえば2度目の賦課が出来なくなってしまう。また、徴収猶予を取消した場合は、速やかに受益者負担金を賦課徴収していただくことになり不利益が生じてくる。以上のことから、賦課と徴収猶予の取消しが過去に遡れないため、徴収猶予規定を削除する改正はできないと判断し、条例改正を行なわなかつ

た。

副村長 2点目の加入分担金の返金についての質問だが、この質問は前回の説明会の時にも質問があり「加入分担金制度が無効であれば公定力が生じないので返金しなければならない」という意見であった。確かに一部はそのとおりではあるが、今は“違法の虞（おそれ）がある”という段階で、そのことについて係争中である。今は返金しない方向であると回答した。公定力とは“一度決めた行政行為は重大かつ明白な特別な事情が無い限り継続する”というものである。もちろん判決で“重大かつ明白な理由がある”となった場合は無効になるが、今は係争中で重大かつ明白な理由がないので返金しない方向でいる。

次に3点目の質問につきましては、ご意見のとおりではある。「改正後の処理について条例に出てこないという曖昧な改正をしていいのか」というご質問を再度いただいたが、先ほど課長が回答したように明文化して事務処理上異論の無いようにしていかなければいけない。事務的には、要領等の訓令という形式になるが、条例ではなく要領等で定めたいと思っている。

議員B 課長の説明で腑に落ちないことが一つあるので質問する。受益者負担金事務改善報告書で、平成13年以前に受益者負担金を徴収した後、加入分担金を選択した者が9名おり700万ほど還付したとの説明に誤りがあるのではないか。再度説明いただきたい。

上下水道課長 対象者9名のうち7名に受益者負担金を還付した。還付した金額は7,281,000円。残りの2名は、受益者負担金に未納があり充当したため還付していない。

議員B 7名に7,281,000円還付したということですね。先ほどの説明でも9名という数字が出てきて計算が合わないため質問した。

次の質問として、受益者負担金を還付した7名について、今後下水道に接続する場合、受益者負担金を賦課するのか区域外流入分担金を賦課するのか。つまり賦課徴収をするのか、しないのか。

上下水道課長 受益者負担金を賦課徴収した後、加入分担金を選択したことにより対象地分の受益者負担金を還付している。受益者負担金の賦課は一度だけなので、その土地について2度目の受益者負担金を賦課することはできない。また、1度受益者負担金を賦課した土地なので排水区域からは除外しない。そのため区域外流入分担金の賦課はできない。

なお、下水道には接続できる

議員B そうすると新たな問題が出る。還付した7名の土地については何も徴収しないが、6条ただし書に該当する土地は排水区域から除外し区域外流入分担金を徴収するということだが、その点についてしっかり精査し6条ただし書以降を廃止した以後の該当する土地の取扱いについてはっきりさせておいていただ

きたい。還付地は2度賦課になるので受益者負担金は徴収しない。他方は受益者負担金を賦課していないから排水区域から除外し区域外流入分担金を徴収する。これでは腑に落ちないと思う。私も問題がある加入分担金の廃止は大賛成だが、12月議会定例会では反対した。今後、今気付かない部分で問題が出ることも考えられるので、色々なパターンを考えながら精査していただきたい。これは要望です。

上下水道課長　ありがとうございます。一点だけ発言させていただきたい。6条ただし書に該当する山林・原野及び1,000㎡を超える建物の無い社会体育施設については、平成13年度4月の前後では取扱いが大きく変わっている。平成13年4月以降は、受益者負担金を賦課せずに加入分担金の候補地としている。つまり、下水道への接続行為があった場合に加入分担金を賦課する土地であることから受益者負担金及び加入分担金とも賦課していないので、排水区域の見直しを行ったうえで区域外流入分担金は賦課できると考えている。なお、先ほど述べた受益者負担金を還付した土地は、受益者負担金を1回賦課している。還付した理由は、加入分担金を制定した時点で公平性を担保ために、受益者負担金を賦課した土地のうち該当する土地を所有する者に選択していただいた。村で決めたのではなく、土地所有者に選択をしていただいた。受益者負担金を1度賦課していることには変わりないので、受益者負担金を賦課した土地を排水区域から除外することはできない。また受益者負担金は1度賦課した土地なので2度目の賦課はできないことから、何も徴収できないと説明した。

村長　受益者負担金問題については、前村長は大変な不公平感、受益者負担金の多額の時効消滅など様々な問題があり公共下水道の加入について、受益者負担金事務改善報告書を作成した。私も就任以来、“どの様に対応するのか”と住民の皆さんから意見があった。私は就任2年位を目途に、村民の皆さんに理解いただけるよう取り組んできた。この条例改正について、私から再三説明させていただいているが、日本下水道事業団研修センターの専門家について意見を仰ぎ、議員の皆さんと勉強会を開催し、行政も指導を仰ぎこの問題について何とか解決するため12月定例議会に条例改正案を上程した。前回の23日の説明会でも不公平感についての意見、加入分担金徴収規則はいかがなものかという意見もあった。専門家に意見を求めたところ法に抵触する虞（おそれ）があるという意見もあったので、一日でも早くスムーズな対応ができるよう取り組んできたので、ご理解をいただきたい。

村民C　様々な意見が出てきた。重大な質問が出たりすることで村が混乱することがあってはならない。これだけの意見を言ってくれるということはありがたい。

村長をはじめ議員の皆さん、2回の説明会を顧みてもう少し検討してもらいたい。前村長から説明していただかなければ私は解らない。受益者負担金の未納が時効で徴収できないということは払わずに得していることになる。未納分は納付者が面倒を見ているということになる。それが不公平だと思う。当時配布された資料があるが、資料のとおりによれば問題は無かったはずだ。それに付けたしていった結果面倒なことになった。公共下水道区域外の村長の居住地や堀之内、三日市場の人達は関係ないこと。関係の無い人達は痛くもかゆくもないことではないか。

村長 村長は痛くもかゆくもないという発言は控えていただきたい。加入分担金制度を制定しなければならなかったのは仕事は増え未収金も増えていく中で、当時の担当者や理事者は何とかしたいとの思いからのことだと思う。下水道問題については私もお詫びをしなければいけないと感じている。改めてお詫びします。

村民C 村長の言うことは解る。解るが当時の職員がまじめにやらなかったということだ。徴収するものを徴収しないでいた。未納で時効になった者と納入した者にはすごい違いがある。もう少し考えて勉強して欲しいと思う。

副村長 意見はよく解る。だから、前理事者は下水道受益者負担金事務改善報告書を作成し村民説明会を開催した。それに記載の事務の改善の方向を基に現在事務を行なっている。ぜひ理解していただきたい。

村長 言われていることは私も十分承知している。「誠に申し訳ございません」と頭を下げるほかない。しかし、このままにしておくわけにはいかないので今回条例改正案を議会に上程した。言われた“勉強不足”、“徴収をしなかったせいだ”等の意見も以前から様々な者から聞いている。2度と同じ過ちを犯さないよう取組んでいかなければならないと思っている。

村民C 村長の努力は解るが、当時の担当者から話を聞きたい。下川村長が悪いのではないし、一生懸命やっているが解決しなければならない問題である。そのためには当時のことが解らなければならない。当時の職員も一生懸命やったと思うが、徴収をしなかったということもある。納付者と未払い者の不公平感を生んでしまっているのも事実なので前の者の話も聞きたい。

村民B 関連事項を述べたい。私は平成13年に条例改正した当時の状況をつぶさに知りたいと考え次々と情報公開請求を行なった。しかし請求した事項のほとんどが文書不存在という回答であった。それでは当時の状況を把握しようがない。議会で取り扱った経緯については資料を入手できた。しかしそれ以外は入手できなかった。そのため当時の状況は把握できないと思い半分あきらめていた。当時の状況が解る資料が無く、勝手に想像することが適切なのか今でも疑問である。文書が無ければしょうがない。調べているうちに前村長自ら住民監査請求を行ったことが解った。これには驚いた。村長は部下が行なっていることは



概ね把握しているはずなので、なぜ住民監査請求をしたのか解らなかった。その監査請求については監査委員が回答した。その回答は情報公開で入手している。しかし私は公開された書類をしっかりと読まなかった。その理由は、村長が住民監査請求をするとは何事だという思いが先だったためだ。しかし、最近必要があり読み返したところその回答の最後に、文書による資料はこの村に残っていないと記載されていた。残っていない理由は、電磁的記録は残っているが、紙媒体としての公文書は無いということだった。そのため文書不存在となった。今までしてきたことが如何にいい加減であっかが解る。だから私は本当に怒っている。これについては何とか直していただきたいと思う。この村を良くしたいと考えているからこそ、こんなことはぜひ改めていただきたいという願いをする。

村長 住民ではなく村長が監査請求を出したという話が出た。また、電子媒体では保存してあるが紙媒体で保存していないので文書不存在となるようないい加減なことをしては白馬村は成長しないというようなご指摘も何回もいただいている。前回の説明会では、下水道課職員の増員という住民の意見も頂戴したが、28年度から上下水道課として1名増員した。上下水道課には、工事部門も含めた陣容であるが課長1名、係長3名を配置し、課長以下7名の陣容でこの問題について取組んでいる。この下水道問題で得た教訓は上下水道課だけでなく役場全体の教訓とし、2度とこの様な過ちを起こさないよう職員の意思統一を図っていく。叱咤激励も頂戴しながら図って行くので、ぜひよろしく願いしたい。

村民B ぜひ私としてもお願いしたい。とにかく必死でやっていただきたい。これは本当に本気にならないとできないことである。よく理解されていると思う。ぜひ必死でやっていただきたい。

前回の説明会にも出席して様々な意見を述べた。今日は前回の発言と重複しないようにした。前回は大きく分けて2つ話題にした。

1つ目は周知方法。この様な説明会の周知を如何に行なうべきか述べた。前回の説明会の参加者は私が知らない者は数名であった。課長には手厳しいことを述べた。なぜ少ないかと問いかけた。課長から説明を受けたが、私としては先ほども述べたが、行政の住民に知ってもらいたいという必死さが欠けていると述べた。このことは本日の参加者にも聞いて欲しいので重複するが述べさせていただいた。これは行政だけではなく議会も同じことが言えると思う。その件は別の機会に述べさせていただくとして、行政として周知はとても難しいようである。関連意見として「目の不自由な者、聴力に障害のある者も出席できる方策を考えてほしい」と述べお願いした。今日は要約筆記の対応もしている。前回から2日間で対応したことにお礼申し上げる。また要約筆記の方も2日間しか時間が無い中でこれだけの準備をするのは大変だったと思慮する。今後は、

この様な体制を予め準備し、広報媒体に記載する等の周知方法が必要で、これは今後の課題である。

2つ目として、先ほど私が怒っていると述べた違法の問題だが、副村長は虞（おそれ）があるという言葉にこだわっているが、意見を述べた日本下水道事業団研修センターの専門家は、2回目の議員勉強会で、違法と断定している。その発言は記録に残っている。そのことを先ほども述べた。

今日言い忘れたことがあるので付け加える。裁判の第一審は合法という判決であった。裁判は現在東京高裁で審理が行われているが、東京高裁へ移っても、更に最高裁へ移っても最終判決が出るまでは合法という第一審の判決が維持される。裁判が継続しているために、違法だとは言にくい立場であることは十分理解できる。その様なことからややこしいことになったことに問題がある。その点について私達も一緒になって考える。一緒になって考えることについて私は全然やぶさかではない。協力しなければいけないという気持ちは十分あるし、協力を求められれば私の考えを提出する。現実はその様にならない。前回の最後に私が述べたのは「私を含め全ての者に協力を求め知恵を借りて良くしていったらどうか」という提案である。

閉会（副村長）

長時間に亘り皆様の貴重なご意見をいただき、厳しいご意見も頂戴しました。非常にありがたいと思っておりますし、しっかりやってくれという表れと自分を含め理事者も思っているところであります。ぜひ今後とも公共下水道事業だけでなく、行政全般につきましても皆様のご指導ご鞭撻をいただきたいと思っております。本日は説明会にご出席頂きまして本当にありがとうございました。以上をもちまして終了させていただきます。どうぞ気を付けてお帰りください。ありがとうございました。